

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開していません。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和3年12月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年12月15日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時30分

会 場 1号館6階大会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 部 長	花島 英雄
	教育部参事(学務課長事務取扱)	前原 美智雄	教育総務課長	曾山 澄雄
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	佐藤 克巳
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	宍戸 信
	市民音楽ホール館長	鈴木 千春	美 術 館 長	猪股 佳二
	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦		
事務局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より1件報告

1 つ目、年末を迎えての留意事項、師走を迎えて気ぜわしい時期となり、毎日いろいろなことが起こるのが現状である。大事なことは、忙しいから後回しではなくて、忙しいからこそ丁寧に本質を見て判断することが必要である。問題の原因等をすぐに判断しないで、確実に全ての問題を解決することが必要。毎日この繰り返しを実践していくことが学校全体の指導力向上につながり、信頼を得ることにつながると、仕事に早道はない、真正面からきちんと向き合うようお願いしたいということをお話した。

2 つ目、全国学力・学習状況調査に関して、質問用紙の中から意識の関係で気づいたことがあった。高い意識の者は、基本的な生活習慣、朝食を食べ

る、学校が楽しい、人が困っているときには助けている、いじめはいけないと思う。非常に高い意識の者は、地域行事に参加している、地域や社会をよくするために何をすべきかを考えている。この調査の中で、この項目が非常に県、国よりも高いのが佐倉市の状況であった。これは先生方の指導の現れであり、保護者の教育もあるが、学校が本来のあるべき児童と生徒像をきちっと発信している成果だと思う。社会に出て自立する力を養うには、模範となる姿について伝えていくことが重要である。引き続き、子どもたちを共に育てていく視点で、保護者と連携していただきたいと話した。

3つ目、年度末人事異動の取扱いということで、教員との信頼関係を構築する絶好のチャンスであり、直接面談して情報を確実に伝えることが職員の不安感を取り除くことにつながる。人事異動は、その人の将来がかかっている。第一は、職員の意向や気持ちを尊重すること、その上で校長としての意見や意向やアドバイスをするようにお願いしたいと話した。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

11月17日から12月14日までの間で、児童生徒及び教職員に感染者はいなかった。引き続き、マスクの着用、手洗い、密の回避、定期的な換気など、基本的な感染症防止策を継続していく。

③ 11月市議会定例会について【教育総務課長】

11月の市議会定例会は、11月22日月曜日から12月13日月曜日までの22日間を会期として行われた。

資料1ページ、教育委員会に関連する議案については、議案第1号 令和3年度佐倉市一般会計補正予算、資料2ページ、議案第16号 財産の取得についての2件は、いずれも賛成多数で原案のとおり可決されている。このうち財産の取得については、夢咲くら館の書架等の造作備品の購入に関わるものだった。網かけの議案第5号 第6号、発議案第1号については、12月期末手当の支給に関するものであることから、開会日における先議となった。発議案では教育委員会に直接関わるものはなかった。

一般質問について、本定例会も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、4日間の中で質問時間を短縮して行われた。教育委員会関係については、8名の議員から質問があった。質問及び答弁の概要については、9ページから43ページまでとなっている。主な内容としては、コロナ禍における不登校児童に関する事、学校給食に関する事、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備に関する事など多岐にわたるものであった。

④ 中央公民館における休館日の開館について【社会教育課長】

3月28日月曜日の休館日を、令和3年度末佐倉市教育委員会管内教職員辞令伝達式に伴い開館する予定である。

例年、市県民税申告、確定申告に伴い期間中の休館日を開館していたが、市民税課の方針により今年度については確定申告に伴う休館日の利用がなくなったので、併せて報告する。

⑤ 小学校の通学路緊急合同点検について【学務課長】

今年度8月に行われた小学校の通学路緊急合同点検の結果の取扱いについて報告する。小学校の通学路緊急合同点検の点検箇所78箇所と、その対応、対策を示した一覧表を先月の11月15日に教育委員会学務課ホームページに掲載をした。また、点検結果の78箇所を学校別に切り分けたものを学校に配付して、学校のホームページにも掲載している。

⑥ いじめの状況について【指導課長】

11月末いじめの認知件数について、小学校が300件、中学校は117件、合計417件である。11月新たに認知した件数は、小学校が33件、中学校14件の計47件である。先週金曜日、学校支援アドバイザーの会議があり、その中で学校は子どもたちの様子を非常に丁寧に捉えて対応しているという報告を受けている。学校支援アドバイザーの助言によりスムーズに問題の解決につながったという案件もあった。今後も、校長会議、教頭会議を通して学校支援アドバイザーとの連携は極めて重要であるということと、子どもたちの状況を多面的につかむために、校内で情報を確実に共有し、いじめの早期発見、即日対応に努めるよう指示していく。

⑦ 感染症の状況について【指導課長】

11月15日から12月10日、水痘が4名、感染性胃腸炎が6名、流行性角結膜炎が2名、流行性耳下腺炎が3名、溶連菌感染症が2名発生している。印旛保健所の情報によると、印旛管内においては、今期インフルエンザ罹患者の発生はゼロと報告を受けている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

今報告のとおり、一般感染症は多くないが、印旛保健所管内の数だと感染性胃腸炎が増えている。定点当たり、第49週、12月6日から12月12日だが、144件、定点当たり9.0となっているので、かなりの数である。その前の週の48週、11月29日から12月5日が113件、定点当たり7.1件ということなので、結構2週間で増えている。これはその前の週、47週、46週に比べてもずっと増加している。減少はしていないので、今後もう少し増えるかもしれないが、学校が冬休みになるので、学校内での感染についてはそれほど問題ないだろう、あとは家での感染ということなので、休み期間中、家庭内での感染に注意をする。

新型コロナウイルス感染症については、第5波が急に減少した。印旛市郡医師会内の感染状況もかなり改善というか、まずPCR検査等、これは唾液と喀たんによるものだが、両方で256件、抗原定性検査が236件なので、合計492件の新型コロナウイルス感染症のチェックを行ったが、陽性者ゼロ%である。かなりこれはいいことだが、オミクロン株、変異株が出ているので、今後の感染の動向がはっきり分からないということの現況である。年末年始に人出が多くなるので、これを機にまた増えるのかどうかということである。

今一応外国からの流入を止めているが、外国から入ってくる人がゼロでは

ないので、特に成田空港に近い佐倉市では、この感染が再び多くなる可能性もあるので、十分に注意をしていただきたいと思います。学校が冬休みになるので、家庭内での注意をもう一回きちんと行い、対策は今までと一緒である。手洗い、マスクの着用、密を避ける、換気を十分にする、それからマスクを外して長時間他人と会話をしないということである。そういうことをきちんと行えば、変異株であったとしても防げるはずだが、空気感染がどうのという話が出ている。気をつけるに越したことはない。

ワクチン接種については、子どもの12歳未満だが、行うという話になった。いつからというのははっきりしないが、多分小児科を標榜している医療機関が担当することになると思う。その辺は詳しく市のほうから話があると思うので、特別の事情のない児童生徒については受けていただくように勧めていただいたほうがいいかもしれない。12歳以上で2回目が終わって8か月ということになっているので、大人の場合はそろそろ来年2月頃から8か月が経過する。3回目ということになると思うが、家庭内感染を防ぐ意味でも3回目を受けることで対応していただきたいと思います。学校についてはこれから詳しい話があると思うので、それを見てから対応していただくところになると思う。実は、かなりワクチンが足りない。どういうことになるか分からない。その辺は、市役所で対応を取って、計画を立てているので、それを見ながらやるしかないと思っている。今のところ大分落ち着いているかと思うので、油断せず対応していただきたいと思います。

**【委員1名より】**

いじめの報告について、先ほど学校支援アドバイザーの方との会議があって、連携が十分に図れていて、円滑に進んでいるという報告があったが、実際に学校支援アドバイザーの方から見て、佐倉の全体的な状況というのは落ち着いているのか。

**【指導課長】**

月1度アドバイザー会議をやって、各学校から上がってきた報告を見ているが、全体を見ると非常に落ち着いている状況である。いじめの案件はあるが、学校が非常に丁寧に対応しているという報告を受けている。

**【委員1名より】**

つらいという気持ちは、他者とはかることができないので、落ち着いているかいないかという質問自体も難しいかと思うが、つらい気持ちにならないように未然に防ぐことは何より大切だと思う。今後ともそういった連携の部分、今までどおり強化していただきたいと思います。

**【委員1名より】**

滋賀県の守山市で、SNSで知り合った女子高校生を誘拐して、その女子高校生が薬物中毒で死亡した事件について報道されている。SNSの利用についてまで学校教育の範疇かどうかというのは、意見が分かれるところだと思う。子どもを守る観点からSNSの適切な利用についても、こういう機会を捉えて教えてあげること必要ではないかと思うが、どうか。

**【指導課長】**

SNSの件については、非常に見えにくいものもあり、各学校では情報モラルの分野で、そういったことを子どもたちに伝えている。夏休み入る前や冬休み入る前の時間を使って、子どもたちには再度そういったことの注意喚

起も併せて指導しているところである。

【委員1名より】

いじめと関わるのだが、SNSを利用したいじめも把握しているか。

【指導課長】

SNSでの件も何件か報告は受けている。

【委員1名より】

適切な対応をお願いします。

### 3 議決事項

議案第1号 佐倉市教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、本議案については、第1条の規則から2ページの第8条の規則まで合計8件である。

規則改正については、国が推進している行政事務のデジタル化に向けての押印見直しを行おうとするものであり、佐倉市においても今年5月に行政手続及び内部手続における押印見直しの基本方針を定め、市民または事業者から提出される署名への押印の必要性について見直しを行った結果、不要と判断した様式の押印欄49か所を廃止するほか、用紙サイズという不要な記載についても併せて削除するものである。

見直しの結果、押印を廃止しないものもある。事例として2点ほど挙げさせていただく。1点目、資料59ページ、委任状である。本人以外の第三者が作成する文書を求める手続となるが、文書作成者の真正性確保の観点から押印は廃止しないものと判断した。2点目、資料の78ページ。遠距離通学費の補助金交付請求書となるが、会計処理に関わる事務として、文書内容の真正性の確保の観点から押印は廃止しないものとした。

今後の予定については、本日の教育委員会会議で議決いただいた後、公布日から施行したいと考えている。市民意見公募手続については、佐倉市行政手続条例第38条第4項第6号のイの「他の法令又は他の条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他形式的な変更」に該当するため、実施せず、その理由を公表するものとする。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

基本的なところだが、印が必要かどうかというのは、本人以外の記載や会計処理を通知したもの以外に何かあるか。

【教育総務課長】

押印を廃止しないものの例として、今回の規則等にはないが、契約書関係など、相手から書類を求めるものや、個人情報の取扱いに関する同意を求めるもの、本人の誓約等を求めるものが例外に該当する。

【委員 1 名より】

今 49 か所という話だったが、印を廃止するほうが圧倒的に多いのか。

【教育総務課長】

今回議案については、廃止するもののほうが多くなっている。

【委員 1 名より】

基本的なことだが、書類上、印というものが書いてある書類を出す際、印という表示がない場合は押さなくてもいいと解釈していいのか。

【教育総務課長】

様式で、印という記載がないものについては必要ない。

【委員 1 名より】

記述内容に訂正がある場合、印が必要ない場合は、その訂正したところはどうしたらいいのか。そのまま線を引いて訂正だけしてすればいいのか。

【教育総務課長】

訂正印という規定はよく使われるが、押印を求めているものについては二重線を引いて正しいものを記述するという取扱いになるかと思う。

【委員 1 名より】

誰が訂正したか分からない場合があるが、それは構わないということか。二重線で訂正した場合、今までだったら印があれば誰が訂正したと分かるが。

【教育総務課長】

押印廃止になるものについても、例えば押印がなくても窓口において、運転免許証とか健康保険証などで本人確認するという取扱いで押印廃止するようなケースもあるかと思う。必要があれば確認するという取扱いで支障がないものと考えている。

【委員 1 名より】

申請者の善意でいくということか。

【教育総務課長】

善意というところもあるのかも知れないが、公金を扱っているので、相手方が正しい債権者等権限のある方かどうかというところは、必ず確認していく必要があるかと認識している。

【委員 1 名より】

非常に基本的なところだが、印が必要ない場合に印を押したら、その書類は無効になるかどうか、有効で通るか。

【教育総務課長】

様式上、押印の必要性がない書類に対して押印をしてしまった場合でも、訂正することはなく、有効ということである。

【教育長職務代理者】

資料 74 ページ、遠距離通学への補助金支給に関わって、これは本人が学校へ持って行って、学校長名で一括して書類を作り、それが返ってきてということである。第 6 条、第 4 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者、この補助金の交付決定を受けた場合、お金はどういう形で本人のところへ届けられるのか。これを見ていると、申し出て、一括して申請をして決定を受けて、それが本人に戻る、実際に本人の手に渡るといふ、そのところはこの

規定でははっきりしないように思われるのだが、どうなっているか。

【学務課長】

確認をして回答させていただく。

【教育長職務代理人】

第3条には申請、校長が申請者からの委任に基づいて申請書を市長に提出している。そして、第6条で交付の決定を受けた者、これは校長が交付を決定しても、本人のところへ行く手続がないので、そこを確認してほしい。

【教育長】

学務課長への質問についてである。第3条で申請者は校長が代理委任を行っている。校長が申請者から委任を受けているので、委任して例えば遠距離通学が多いのは根郷小が割と多い。馬渡方面、この子たち、3キロ以上なので、要するに自費500円はいいのだが、それ以外は1か月で例えば2,200円などという金額があり、それを馬渡から来ている子どもが合計6人いるときに、ばらばらではやっていないので、6人を一括学校のほうに出していただき、それで校長がそれを請求して、校長が一旦支給された現金をいただく形になる。そして保護者に即、親御さんに直接渡すような形である。委任されていたので、受理されたものは校長が全て手渡ししているという形になる。

【教育長職務代理人】

手渡しするのか。

【教育長】

そうである。親御さんがその定期のほうの負担にやるということになる。

【教育長職務代理人】

校長が管理するということか。

【教育長】

校長というか名前は学校の校長だが、役場の会計担当がいて、学級担任経由で保護者のほうに渡すという形になる。

【学務課長】

学校長が委任を受けて、この書類で取り扱っている。

【教育長】

基本的には現況は、学校経由で親御さんに渡しているということである。

【教育長職務代理人】

76ページ以下の様式においても、第1号が補助金の交付申請書。そうすると、これは親御さんがどこへ出すのか。

【学務課長】

これも委任を受けて学校長が市長へ宛てて出すものである。

【教育長職務代理人】

親御さんはこの書類でいうと申請者（保護者）が、ここまでを書いて学校へやって、その後校長が一括申請する。様式3ないし4のところ、これがオーケーの決定が出れば、様式5号、これで補助金支給報告書と、支給したので市長へ報告する。ところがこの支給したのという、受け取ったという保護者の受領印もない。書類を申請する、そのために1号書式で合わせていく、それから出れば保護者のほうへ戻す、あるいは保護者受け取るという手続も

はっきりしておいたほうがよいかと、あと内容について異議ありではなく、検討するということである。

【教育長】

学校が委任されているので、例えば総額2万5,000円という金額を7人の子どもにやった場合、一人一人の子どもから受領印をいただくという形か。

【教育長職務代理者】

そういうことである。

【教育長】

委任されているので、学校は独自の形式で領収書を取っていくという形でもいいわけである。

【教育長職務代理者】

そうである。

【教育長】

金額が明快なので、親御さんから請求された金額と、こちらが交付した金額は相対同じ金額なので、確認をしながらやっていきたいと思う。

【学務課学事班長】

受領したという印はもらっている。保護者が受け取った際に、保護者が受け取ったということの押印をするような形になっている。

【教育センター所長】

市から金額が各個人に渡しやすいように小銭までちゃんとそろえた形で受領させていただく。届いたら、学校のほうで封筒に個人の金額を入れて、表面に生徒の氏名、保護者氏名と、毎回金額が決まっていて、年4回の支給機会があるので、各回にその受領金額、受領日、受領印という欄を佐倉市の場合には設けたものを表に貼り、それで受領日等の記入と受領印を押した状態で学校のほうに戻す。空になって戻ってきた封筒は、次回の支給の際に使用し、手元に渡った証として受領印と受領日を書いて、バックしてもらい、これを年4回やり取りして、年度末には必ず4つの押印が整ったものを学校に保管している。

【教育長職務代理者】

実際はそういう手続になるのか。

【教育センター所長】

質問の部分ではそのような形で取り扱っている。

【教育長職務代理者】

規則の上から見えないという、その辺。実態は今までそうして動いてきているわけなので、問題ないと思うが。

【教育長】

お金のことなので、学校の管理は徹底されている。

《議決結果》

可決

議案第2号 行事の共催及び後援に関する規程等の一部を改正する訓令の制定  
について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料の1ページ、本議案については、第1条及び第2条の規定、計2件の改正となるが、前回11月の定例教育委員会会議において審議いただいた議案第1号の規則の一部改正とともに、協議をいただいたものである。改正内容についても、議案第1号と同様、市または事業者から提出される書面において、不要な押印欄、合計53か所を廃止するほか、生年月日の元号という不要な記載についても、このたび併せて削除しようとするものである。

今後の予定については、本日の教育委員会会議で議決いただいた後、公布日から施行したいと考えている。市民意見公募手続については、議案第1号と同様に、佐倉市行政手続条例第38条第4項第6号のイに該当するため、実施せず、その理由を公表するものとする。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

1ページの第2条の説明で、別記第1号様式中「大昭」を削るとなっているが、西暦か、それとも令和などの年号をもともと書いておくということか。

【教育総務課長】

1点目、9ページの身分証明書の元号の今回削除ということで、和暦を使うか西暦を使うかについて、文書管理規程により、原則和暦を使うということになっており、現在令和の元号になっているが、様式で元号を記載して定めるのは、数が多くなってしまいう可能性があり、適切ではないということで、元号については、その該当者に応じた生年月日の元号を記載するという形に改めるという趣旨で今回削除するものである。

【教育長職務代理者】

この議案第2号のかがみ、行事の共催及び後援に関する規則等の一部を改正する訓令の制定についてとある。資料のこの訓令の改正文、その最初のところである。行事の共催及び後援に関する規程、その次、及び佐倉市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令、つまりかがみ文の「関する規程等」の「等」、これに相当するところが「及び佐倉市立学校職員服務規程」、ここまでが「等」になる。これはどちらが正式の表題か。

【教育総務課長】

議案第2号の議案の議案文、こちらのタイトル、表題の「等」と、その下の行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する「規程の一部」ということで、上の表題と記載が異なっている部分、それから次の改め文の1ページ目、こちらについては今回2つの規程が対象となるが、そちらの規程をそれぞれ明記して、「等」という言葉を使っていないという部分であるが、法規関係を主管している行政管理課に確認したところ、初めに改め文の1ページ、2つの規程あるいは規則等を改める、改正する場合については、その2つの規程の名称等をそれぞれこのように明記する、及びを使って明記するという決まりになっており、これが3つ以上になると「等」という言葉、語句を入

れまして記載するような、そういった手続となっているということで確認した。表の議案文については、このままで、そういった決まり事はなく、規程等幾つかある場合には「等」という言葉で表現して構わないということで確認した。それから、真ん中にある規程となっている部分については、「等」が抜けていたので、訂正をお願いしたい。

【委員1名より】

では例えば平成何年と書くのか。

【教育総務課長】

先ほどの身分証明書の件について、平成や令和の方、元号が分からないと、その方の生年月日と一致しないので、元号は書くような形になる。

【教育長職務代理者】

2点目、1つの訂正はかがみ文の本文、行事の共催及び後援に関する規程の、その間に「等」が入る。あとは法規上、この表記で問題ない。1ページも、したがってそうみなすという様式。そうすると、先ほど2つのときには併記で、3つ以上になると「等」で扱うという説明があったが、そういう場合にもこのかがみ文のところは、「等」で、それから改正のこういう表記のところは、3つ範囲内、2つで「等」で処理するということか。

【教育総務課長】

そのとおりである。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市民音楽ホールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

市民音楽ホール館長より上程議案の説明

内容：資料1ページ、改正内容については、11月の教育委員会会議で協議いただいたが、音楽ホールの利用申請について、受付のできるタイミングを利用期日の9か月前というところから、利用月の9か月前にすること、また唯一見出しの記載のなかった第4条に(使用の申請の取消し等)を加えること、また減免の申請提出の際に使用承認書の添付を要しないこととするために、その記述を削除することといった現状に合わない部分の表記を改めるほか、別表の舞台等備品設備使用料について、近年利用実績がなく、物の状態のよくない舞台設備の地がすり、紗幕、楽器の中のコントラバス、また貴重な楽器で貸出しにはなじまないハンドベルとストリートオルガンをそれぞれ下の別表から削除するとともに、映写設備の1つに映像再生器、1回、1台、550円を加えること、最後に舞台設備及び音響設備、それぞれの持込み器具電源の範囲を1台から1キロワットに改めること、以上の点について規則改正をするものである。本日議決いただいた後は、ホールの施設使用料の改定と併せて、令和4年4月1日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市立美術館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の  
制定について

美術館館長より上程議案の説明

内容： 今回の改正は3点、使用申請、使用料減免の申請手続と別記様式の変更である。資料19 ページ新旧対照表、第4条第2項に規定する使用申請手続については、音楽ホールと同様に、使用期日の9か月前までにこれを受け付けないものとするを使用月の9か月前までにこれを受け付けないものとするに変更する。資料19 ページの新旧対照表、第7条第1項に規定する使用料の減免の申請の手続について、使用承認承諾書を添える旨を削除する。20 ページから24 ページの別記様式の新旧対照表については、主に4か所、11 の様式を変更する。施設使用では、条例改正に伴い新たに使用施設に加わったホール控室に係ることを様式に加える。業としての撮影を対象とした撮影使用では、条例改正に伴い区分が細分化された撮影使用に関する様式の使用施設の欄について各階に分ける欄を設ける。これは全館区分だったものについて各階区分を設けたことに対応している。

続いて、当館所蔵の作品、資料を利用する際の利用料の減免承認と撮影使用の使用料減免承認書に減免額を記載する欄を設ける。使用料減免承認書の取消（変更）の理由の欄の名称を減免の理由に訂正する。今後の予定については、本日の教育委員会議で議決いただいた後、様式改正に関する部分は公布の日から施行し、第4条第2項及び第7条第1項の改正規定は令和4年4月1日からとする。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）佐倉市学校開放に関する規則の一部改正について

社会教育課長より上程協議題の説明

内容： 改正内容3点。1つ目、（1）終了時間を現行の午後9時半から、市民体育館等と同じく午後9時までと変更しようとするものである。理由としては、青少年健全育成の観点から、児童生徒がより早く自宅へ帰ることができ

るように、制度として配慮するものである。

2つ目、(2) 学習開放を終了しようとするものである。学習開放については、社会教育関係団体が公民館など活動場所の予約が取れず、学校の余裕教室を有効活用してきた経緯がある。しかしながら、志津市民プラザを整備し、既存公民館をさらに有効活用できること、また既に志津公民館整備の際に、利用団体へ説明の上、理解いただき、規則のみ形式上残っていたことから、今回の機会に学習開放を終了しようとするものである。

3つ目、(3) 根郷中学校の屋根つきプール開放を取りやめようとするものである。これは、コロナ対策として令和2年度からプール開放を取りやめている。今後も動向が見通せないこと、岩名、上座の屋外プールという外在施設があることから、社会体育としてはプール開放を取りやめようとするものである。学校の授業では、引き続き活用していく。

今回の改正は、令和4年4月1日から適用。今後の予定については、本日の協議の後、明日12月16日から来年の1月5日までパブリックコメントを行い、市民意見を反映の上、1月の教育委員会会議で議案として提出し、議決をいただきたいと考えている。その上で、この2月から4月分の予約受付を学校において開始し、令和4年4月1日から施行と予定している。

資料2ページ、新旧対照表について、第4条第1号では、中学校のプールを削除する。第3号の学習開放を削除し、第4号のその他開放を第3号へ繰り上げる。第7条、別表についても同様に整備する。

資料5ページ、備考の4に記載されている学習開放に含まれる図書室開放に伴う特別図書整理日の規定を削除しようとするものである。

《協議事項についての質疑概要省略》

## 5 教育長閉会宣言